

花巻市立中学校部活動の地域連携及び地域移行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花巻市立中学校の生徒（以下「生徒」という。）が少子化の中でも将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、花巻市立中学校部活動の地域連携及び地域移行事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校部活動 花巻市立中学校（以下「中学校」という。）において、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動をいう。
- (2) 地域連携型学校部活動 中学校が主体となり、部活動指導員、スポーツ指導員又は文化芸術指導員の指導の下に行う学校部活動であって、次のアからウまでに掲げる活動をいう。
 - ア 単独型 一の中学校で行う学校部活動
 - イ 合同型 複数の中学校で行う学校部活動
 - ウ 拠点型 一の中学校を拠点に行う学校部活動
- (3) 地域クラブ活動 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びに民間事業者、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団その他の地域の多様な主体（次条において「地域クラブ活動実施主体」という。）が連携して行う活動をいう。
- (4) 部活動指導員 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。
- (5) スポーツ指導員 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において、スポーツの技術的な指導を行う者をいう。
- (6) 文化芸術指導員 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において、文化芸術

の技術的な指導を行う者をいう。

(実施主体の登録)

第3条 地域連携型学校部活動を行う中学校及び地域クラブ活動実施主体（以下この条において「実施主体」という。）は、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、花巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

- (1) 会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類
- (2) 構成員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による届出をした実施主体が次の各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、当該実施主体を地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録簿（様式第2号）に登録し、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録通知書（様式第3号）により実施主体に通知するものとする。

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること。
- (2) 加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携及び協力が図られていること。
- (3) 花巻市部活動等の在り方に関する方針に基づく活動を行っていること。
- (4) 加入する生徒が在籍する中学校の学校部活動に係る活動方針に基づく活動を行っていること。

3 前項の規定により登録された実施主体（以下「登録団体」という。）は、第1項の規定により届け出た内容に変更があったときは、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録変更届出書（様式第4号）に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

4 登録団体は、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動を行わなくなったときは、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録廃止届出書（様式第5号）を教育委員会に届け出なければならない。

5 教育委員会は、登録団体が第2項に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき及び登録団体から前項の規定による届出があったときは、当該登録団体の登録を取り消し、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録廃止通知書（様式第6号）

により登録団体に通知するものとする。

(スポーツ指導員及び文化芸術指導員の委嘱及び登録)

第4条 スポーツ指導員及び文化芸術指導員（以下「指導員」という。）は、登録団体から推薦された者であって、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 人格識見が高く、社会的信望があり、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動に十分な理解を有していること。
- (2) スポーツ及び文化芸術活動の指導経験を有し、実技の指導力に優れていること。
- (3) 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

2 教育委員会は、前項の規定による委嘱をした指導員をスポーツ指導員及び文化芸術指導員登録簿（様式第7号）に登録し、スポーツ指導員及び文化芸術指導員登録通知書（様式第8号）により登録団体に通知するものとする。

3 登録団体は、第1項の規定により指導員を推薦しようとするときは、スポーツ指導員及び文化芸術指導員推薦書（様式第9号）に履歴書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

(指導員の職務)

第5条 指導員は、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動に係る技術的な指導を行うため、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全及び障がい予防に関する知識及び技能の指導に関すること。
- (3) 用具及び施設の安全管理に関すること。
- (4) その他登録団体が地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動の指導のために必要と認めること。

2 指導員は、前項に掲げる職務の遂行に当たって、登録団体と連携を図らなければならない。

(指導員の責務)

第6条 指導員は、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において、いじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに登録団体に報告し

なければならない。

2 指導員は、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに登録団体に報告しなければならない。

(登録団体の責務)

第7条 前条の規定による報告を受けた登録団体は、当該情報を速やかに加入する生徒が在籍する中学校に報告しなければならない。

(指導員の遵守事項)

第8条 指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において、登録団体の指揮監督を受け、その指示に従うこと。
- (2) 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で指導に当たること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 職務の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならないこと。

(研修)

第9条 教育委員会及び登録団体は、指導員に対し、適正な地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動が行われるよう定期的に研修を行うものとする。

(解任)

第10条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 指導員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(定数)

第11条 指導員の定数は、教育委員会と協議し決定するものとする。

(謝礼)

第12条 指導員が地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において指導を行ったときは、一の登録団体当たり、一の年度において105時間の範囲内で謝礼を支給する。

2 前項の謝礼の額は、時間額とし、勤務1時間当たり1,600円とする。

(費用弁償)

第13条 指導員が地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動において指導を行ったときは、前条第1項に規定する時間内の指導日数に応じて、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、花巻市一般職の職員等の旅費に関する条例（平成18年花巻市条例第45号）第7条の規定を準用する。

(指導状況の報告)

第14条 登録団体は、指導員の毎月の指導状況について、スポーツ指導員及び文化芸術指導員指導状況報告書並びに活動日誌（様式第10号）を教育委員会に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、必要に応じて登録団体及び指導者へ指導及び助言を行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。